

令和2年度

淡路市健全化判断比率及び  
資金不足比率審査意見書

淡路市監査委員

令和3年8月

## 令和2年度 健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見書

### 1 審査の概要

この審査は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づいて、市長から提出された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼に置き実施した。

### 2 審査の期間

令和3年7月5日（月）

### 3 審査の結果

#### (1) 総合意見

審査に付された下記の健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

#### 記

#### 健全化判断比率

(単位：%)

区 分	令和2年度決算	早期健全化基準	財政再生基準	備 考
実 質 赤 字 比 率	-	12.66	20.0	
連 結 実 質 赤 字 比 率	-	17.66	30.0	
実 質 公 債 費 比 率	14.9	25.0	35.0	
将 来 負 担 比 率	140.9	350.0		

(備考)

- 1 実質赤字額及び連結実質赤字額がないため、「-」を記載している。

## 資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	令和2年度決算	経営健全化基準	備考
産地直売所事業特別会計	-	20.0	令第17条第3号の規定により事業の規模を算定
温泉事業特別会計	-	20.0	令第17条第3号の規定により事業の規模を算定
津名港ターミナル事業特別会計	-	20.0	令第17条第3号の規定により事業の規模を算定
住宅用地造成事業等特別会計	-	20.0	令第17条第3号の規定により事業の規模を算定
下水道事業会計	-	20.0	令第17条第4号の規定により事業の規模を算定

(備考)

- 1 資金不足比率がない会計については、「-」を記載している。
- 2 備考欄には、資金不足比率の算定に用いた事業規模の算定根拠を記載している。
- 3 備考欄の「令」は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成19年政令第397号）をいう。

(2) 個別意見

### 1 実質赤字比率について

一般会計等の実質収支は、約2億1,810万円余の黒字となっているので、実質赤字比率の数値は該当がない。

### 2 連結実質赤字比率について

連結実質収支は、4億9,290万円余の黒字となっているので、連結実質赤字比率の数値は該当がない。公営企業会計において発行した地方債の償還について、公営企業の収入だけでは償還することができず、一般会計からの繰入金により償還を行っている状況が続いている。できる限り、一般会計からの繰入金を圧縮するため、公営企業においては歳出事業の整理・縮小、また、歳入においては歳入財源確保のための取組に努められたい。

### 3 実質公債費比率について

実質公債費比率は、14.9%となっており、この数値は、平成30年度から令和2年度までの3か年平均数値である。前年度に比べ0.4ポイント悪化している。

実質公債費比率の14.9%の内訳は、普通会計分が6.1%、下水道事業会計の償還に対する繰出金が1.9%、一部事務組合の公債費類似経費が6.8%、一時借入金分が0.1%である。

平成20年度決算の23.5%をピークに数値は減少し、平成28年には18%をクリアしているが、新たな地方債の発行については、その必要性和その将来にわたる償還計画を充分考慮しながら抑制に努められたい。

### 4 将来負担比率について

将来負担比率は、140.9%となっており、前年度に比べ16.6ポイント改善している。

平成19年度決算の数値が371.0%で、早期健全化基準の350%を超えていたが、平成20年度決算以降は同基準の350%を下回り、数値の改善が継続している。

### 5 資金不足比率について

資金不足比率は、公営企業の資金不足額が事業規模に対してどの程度であるかを示す指標であるが、本市の公営企業会計の資金不足比率は、資金不足額が発生しておらず、同比率は算定されない。

## (3) むすび

本市では「淡路市行政改革大綱」、「淡路市新行財政改革推進方策」を策定し、行財政改革を推進してきた結果、継続して早期健全化基準を下回ることができており、持続可能な財政基盤の構築が図られている。

しかし、昨年度から猛威を振るう新型コロナウイルス感染症に対する感染防止対策は当然ながら、多様な地域経済への活性化策を実施しつつも、地域経済の低迷が非常に懸念されており、市の財政運営も予断を許さない状況が見込まれる。

また、防災行政無線や新図書館など、一定の施設整備は整いつつも、今後も新火葬場や広域ごみ処理施設など、多大な費用を要する必要不可欠な整備事業が予定されている。

これまで同様、事業の必要性や緊急性を十分に検討し、引き続き、行財政改革に取り組み、健全でバランスの取れた財政運営をお願いしたい。

